第２回有識者会議
資料１－２

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生労働省説明資料（令和７年３月４日）

厚生労働省
社会・援護局 地域福祉課　地域共生社会推進室
人材開発統括官付参事官室（若年者・キャリア形成支援担当）

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

地域における包括的な支援体制の構築に向けた取組の推進について

社会・援護局 地域福祉課　地域共生社会推進室

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

地域共生社会の実現に向けて

現状	○ 高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場といった、人々の生活領域における支え合いの基盤も弱まっている。 ○ 加えて、多くの地域では、社会経済の担い手も減少しており、地域社会そのものの存続も危ぶまれている。
目指すべき社会	・ 生活における人と人とのつながりを再構築し、誰もが役割と生きがいを持ち、互いに支えたり、支えられたりする関係が循環する地域社会 ・ 社会・経済活動の基盤として、人と資源が循環し、地域での生活を構成する幅広い関係者による参加と協働により、持続的発展が期待できる地域社会 の２つの視点からなる、「地域共生社会」の実現を目指す。

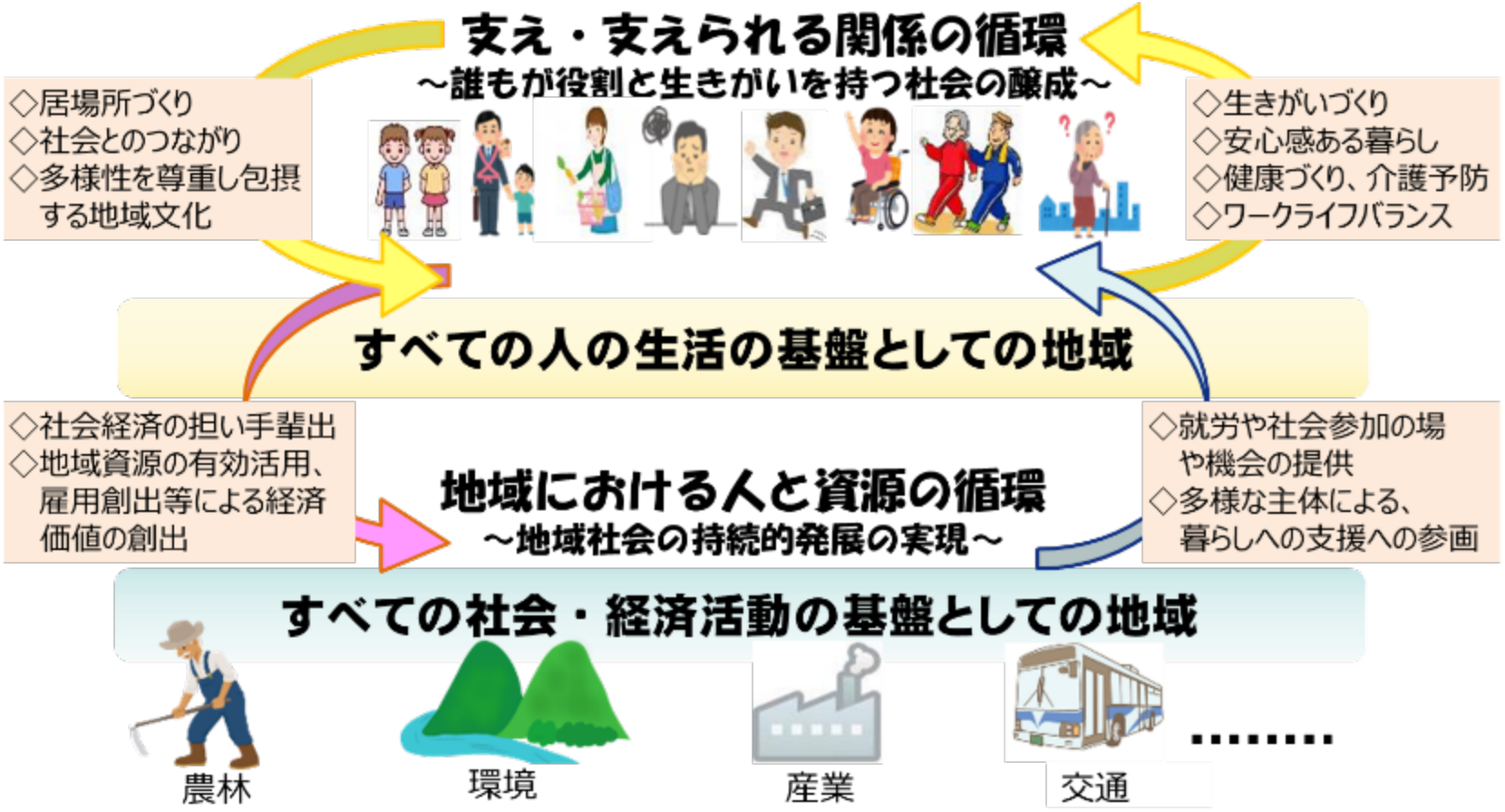

地域共生社会の実現に向けた取組
（包括的な支援体制の整備、重層的支援体制整備事業）

地域共生社会の実現（第4条第1項）

地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

地域福祉の推進
（第4条第2項）

地域生活課題の把握、連携による解決に向けた取り組み
（第4条第3項）

包括的な支援体制の整備
（第106条の3）

市町村に地域の特性を踏まえた、包括的な支援体制（※）の整備に努めることを義務づけ

（※）地域で支え合う関係性の構築や支援関係機関同士が有機的な連携を行うことができる環境整備等

重層的支援体制整備事業
（第106条の４）

包括的な支援体制の整備の手法の一つとして、市町村において相談支援、参加支援、地域づくりを一体的に実施する事業

（任意事業：全国346箇所）

孤独・孤立対策／包括的な支援体制の整備

「孤独・孤立対策と重層的支援体制整備事業との連携について」(※)

○　令和６年４月１日より、国及び地方において総合的な孤独・孤立対策を推進するため「孤独・孤立対策推進法」が施行。

⇒　「重層的支援体制整備事業の推進が目指す**地域共生社会の実現は、孤独・孤立対策と目指す方向性を同じくする**ものであり、さらに、重層的支援体制整備事業を活用した自治体における**包括的支援体制の構築に向けた取組は、孤独・孤立の問題や、そこから生じ得る更なる問題に至ることを防ぐ「予防」の観点からの取組の推進にも資する**もの」

連携にあたっての基本的な考え方

○　孤独・孤立対策も、重層的支援体制整備事業も、分野を超えた多様な主体との連携が想定されるところ。

＝「孤独・孤立の問題を抱える者及びその世帯を早期に発見し、支援につなげるに当たっては、孤独・孤立対策担当部局及び重層的支援体制整備事業に関する事業者等が日頃から関係を持ち、情報共有を行い、それぞれのネットワークを活用したり、相互に参画すること等に取り組む」。

具体的な連携のあり方

日常的な連携方法	○　日頃から孤独・孤立対策担当部局と民生主管部局・多機関協働事業者等が双方の制度を理解するための研修の実施や情報共有の機会の確保、連絡調整担当の設定等、円滑に連携できるような体制を構築する。 ○　市町村が単独で孤独・孤立対策を実施せず都道府県の取組に参画している場合においては、当該市町村が属する都道府県の孤独・孤立対策担当部局と、当該市町村の多機関協働事業者等とが連携を図る。
会議体を通じた連携方法	①　地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームへの多機関協働事業者等の参画 ②　孤独・孤立対策地域協議会への民生主管部局や多機関協働事業等者の参画 ③　支援会議や重層的支援会議への孤独・孤立対策担当部局等の参画 ④　両会議体の効果的・効率的な運営 ⇒　孤独・孤立対策地域協議会と支援会議とは情報共有の対象となる当事者や構成員等が重複することも考えられる。また、会議体の事務に従事する者に対して秘密保持義務を課している点でも、両会議体は運営方法が類似している。 ＝　事務局や構成員の負担の軽減等の観点から、一方の会議体にもう一方の会議体の機能を追加することや、同日に時間を切り分けて開催したり、両者を一体的に開催したりする等の方法も考えられる。

（※）　令和６年６月24日　内閣府孤独・孤立対策推進室参事官、厚生労働省社会・援護局地域福祉課長連名通知
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/chiikikyosei/renkei.html

包括的な支援体制の整備に関する規定①（社会福祉法抜粋）

（地域福祉の推進）
第四条　地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。
２　地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
３　地域住民等は、地域福祉の推進に当たつては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）
第六条　国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。
２　国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たつては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。
３　国及び都道府県は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において第百六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

包括的な支援体制の整備に関する規定②（社会福祉法抜粋）

（包括的な支援体制の整備）
第百六条の三　市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。
一　地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
二　地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
三　生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策
2　厚生労働大臣は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

（重層的支援体制整備事業）
第百六条の四　市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。
（略）

地域共生社会の在り方検討会議　概要

①設置の趣旨

- 地域共生社会の実現に向けた取組については、平成29年の社会福祉法改正により、市町村による包括的な支援体制の整備について努力義務規定が盛り込まれるとともに、令和２年の同法改正により、重層的支援体制整備事業が新設されたところ。
- 令和２年の改正法附則第２条において、施行後５年を目途として施行状況について検討を加えることとされており、地域共生社会の実現に資する施策の深化・展開について、また、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応や、総合的な権利擁護支援策の充実等について、検討することを目的として開催する。

②主な検討事項

1. 「地域共生社会」の実現に向けた方策（地域共生社会の実現に資する施策の深化・展開、重層的支援体制整備事業等に関する今後の方向性）
2. 地域共生社会における、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応及び多分野の連携・協働の在り方
3. 成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実

③構成員

朝比奈 ミカ	市川市よりそい支援事業がじゅまる＋（多機関協働等） 市川市生活サポートセンターそら　総合センター長	上山　泰	新潟大学法学部法学科教授
尼野　千絵	特定非営利活動法人暮らしづくりネットワーク北芝 地域ささえあい推進室コーディネーター	菊池　馨実	早稲田大学理事・法学学術院教授
石田　路子	特定非営利活動法人高齢社会をよくする女性の会 副理事長	栗田　将行	社会福祉法人福岡市社会福祉協議会 地域福祉部事業開発課長
伊藤　徳馬	茅ヶ崎市こども育成部こども育成相談課こどもセンター 課長補佐	田中　明美	生駒市特命監
奥田　知志	特定非営利活動法人抱樸 理事長	中野　篤子	公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 常任理事
勝部　麗子	社会福祉法人豊中市社会福祉協議会 事務局長	永田　祐	同志社大学社会学部社会福祉学科教授
加藤　恵	社会福祉法人半田市社会福祉協議会 半田市障がい者相談支援センター センター長	原田　正樹	日本福祉大学学長
		松田　妙子	NPO法人子育てひろば全国連絡協議会 理事 特定非営利活動法人せたがや子育てネット代表
鏑木 奈津子	上智大学総合人間科学部社会福祉学科准教授	（座長）宮本　太郎	中央大学法学部教授

④今後のスケジュール（予定）

令和６年６月～令和７年１月：自治体・有識者等へのヒアリング（計８回）、令和７年３月：これまでの議論を踏まえた論点の整理
令和７年夏目途：とりまとめ（令和７年度以降：関係審議会で議論）

地域共生社会の在り方検討会議における主な論点

①　地域共生社会の実現に向けた取組

- ■　地域共生社会の理念・概念の再整理【第４回（9/30）】
- ■　包括的支援体制の整備・重層的支援体制整備事業の今後の在り方【第２回（7/29）】【第６回（11/26）】【第８回(1/31)】
- ■　福祉以外分野との横断的な連携・協働の在り方【第４回（9/30）】

②　地域共生社会における、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応

- ■　身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題への支援（相談窓口・総合的支援策）の在り方【第５回（10/29）】
- ■　身寄りのない高齢者等を地域で支える体制（関係機関とのネットワーク構築等）の在り方【第５回（10/29）】

③　成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実

- ■　法制審議会における議論等（法定後見制度の開始・終了等に関するルールの在り方等の見直し）も見据えた、総合的な権利擁護支援策の充実の方向性等【第３回（8/21）】
  - 新たな連携・協力体制の構築による生活支援や意思決定支援の在り方
  - 「中核機関」（※）に求められる役割及びその位置付け

※　権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関・体制

※　その他、社会福祉法人・社会福祉連携推進法人の地域共生社会の担い手としての役割や経営の協働化・大規模化等についても議論【第７回（12/26）】

本日ご議論いただきたい事項

第６回地域共生社会の在り方検討会議
2024年11月26日　資料２（抜粋）

○　包括的な支援体制の整備や重層的支援体制整備事業の施行状況を踏まえた課題として、どのような点が考えられるか。また、課題に対して、どのような改善方法が考えられるか。

制度運用状況や検討会議におけるご意見等を踏まえ、特に、以下の点についてご議論いただきたい。

①　（重層的支援体制整備事業を活用せず、）包括的な支援体制の整備を進めている市町村の取組について、どう考えるか。

※　例えば、包括的な支援体制の整備が基本で、重層的支援体制整備事業は手段という枠組みとしている中で、重層的支援体制整備事業を実施する市町村が大幅に増加している現状について、どう考えるか。

②　包括的な支援体制の整備を推進するための方策について、どう考えるか。

※　例えば、一部の市町村では整備に向けた検討が進んでいないことや、整備にあたってのノウハウ等を求める声が多い現状について、どう考えるか。
また、市町村においては、相談支援の包括化を進めており、地域づくりまで進めることが難しいという現状について、どう考えるか。
その他、福祉以外分野との連携・協働にあたっては、他分野との連携の必要性の認識不足が解消されない等の現状について、どう考えるか。

③　②の方策を考える上で、都道府県の役割について、どう考えるか。

※　例えば、現在の都道府県の支援は、市町村への情報提供が中心であり、具体的な支援まではあまり実施していない現状について、どう考えるか。
また、都道府県が支援機関となる分野について、市町村等の支援機関との連携が進んでいない現状について、どう考えるか。

④　重層的支援体制整備事業を実施する市町村が毎年度大幅に増加する中で、質の向上を図り、メリハリのある事業とし、持続可能な制度としていくための方策について、どう考えるか。

※　例えば、
- 包括的な支援体制の構築や重層的支援体制整備事業の開始にあたって、必ずしも、組織的な検討を経ていない場合や、地域資源やニーズを把握する等のプロセスを経ていない場合がある現状について、どう考えるか。また、定期的なPDCAの実施について、どう考えるか。
- 多機関協働事業について、各相談支援機関に負担感がある中で、その役割を超えて運用されているケースがあることや、市町村によって運用方法にばらつきがある現状について、どう考えるか。
- 多機関協働事業による体制構築が進んだ場合の対応として、既存の支援関係機関等が自ら調整して役割分担や支援方針を決定することとする方向性について、どう考えるか。

⑤　包括的な支援体制の整備や重層的支援体制整備事業の実施にあたって、地域住民や多様な主体が参画し、地域の特性を踏まえた持続可能な取組としていくための方策について、どう考えるか。

居住支援の強化（現状・課題）

目指す姿　高齢者や低額所得者などの住宅確保要配慮者が地域で安心して生活できるよう、国土交通省等と連携し、賃貸人（大家）が賃貸住宅を提供しやすい市場環境を整備するとともに、相談からの切れ目のない支援体制の構築を図る。

- 単身高齢者世帯の更なる増加、持ち家比率の低下等、住まい支援のニーズは今後ますます高まることが想定される。
- 一方で民間賃貸住宅の空き家は増加傾向。民間ストックは単身世帯向けの比較的小さいものが多い。

【参考】経済財政運営と改革の基本方針2023　第２章　４．包摂社会の実現（共生・共助社会づくり）
人と人、人と社会がつながり、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らせる包摂的な共生社会づくりを推進する。このため、重層的支援体制整備事業について、実施市町村の拡充を図るとともに、生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度について就労、家計改善、住まいの支援などの強化等の検討を行う。また、ユニバーサルデザインの街づくりや心のバリアフリーの取組の推進のほか、生活困窮者自立支援制度、住宅セーフティネット制度等の住まい支援の強化を図るとともに、入居後の総合的な生活支援を含めて、住まい支援を必要とする者のニーズ等を踏まえ必要な制度的対応等を検討する。

単身高齢者世帯数の推移

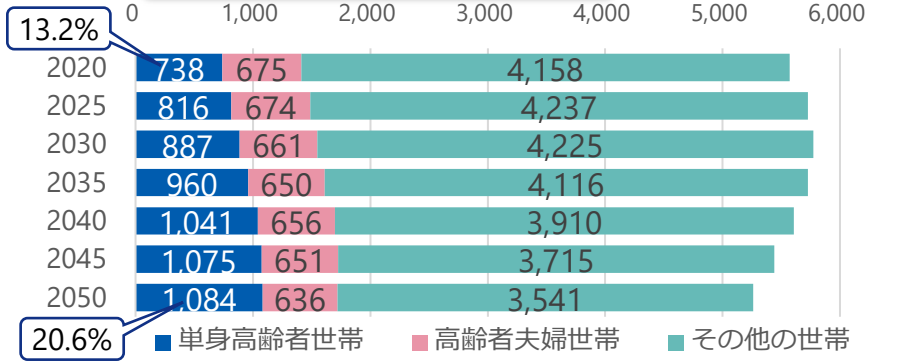

（資料出所）国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)」(令和６年推計)

住宅確保要配慮者の入居に対する大家の入居拒否感の有無

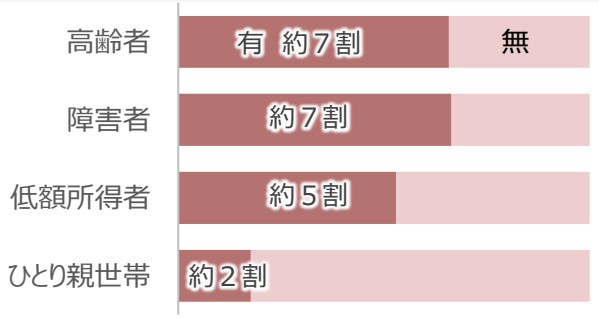

（資料出所）令和３年度国土交通省調査※（公財）日本賃貸住宅管理協会の賃貸住宅管理業に携わる会員を対象にアンケート調査を実施（回答者数：187団体）

年代別持家率の推移

近年、50歳代以下において減少傾向

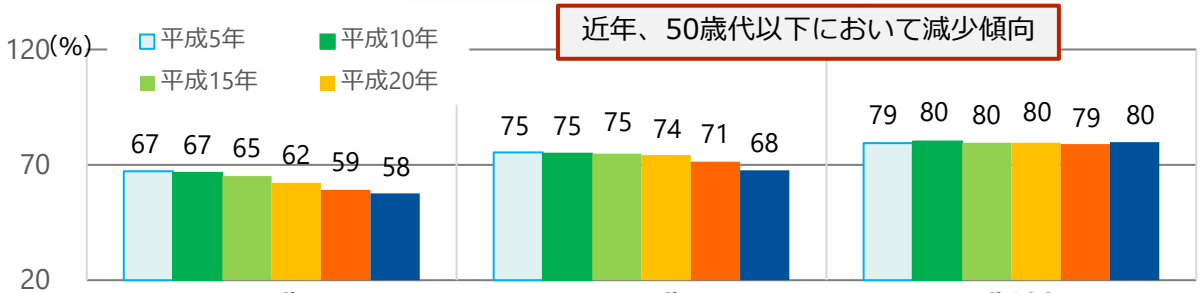

（資料出所）総務省「平成30年住宅･土地統計調査」

空き家数（平成３０年）

空き家全体	約849万戸
うち賃貸用空き家	約433万戸
うち新耐震基準制定以降に建設された住宅	約280万戸

（資料出所）総務省「平成30年住宅･土地統計調査」
※新耐震基準制定以降に建設された住宅戸数は「住宅・土地統計調査」及び国土交通省「空き家所有者実態調査」より国土交通省が推計したもの。

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和６年法律第21号）の概要

改正の趣旨

単身高齢者世帯の増加等を踏まえ、住宅確保が困難な者への安定的な居住の確保の支援や、生活保護世帯の子どもへの支援の充実等を通じて、生活困窮者等の自立の更なる促進を図るため、①居住支援の強化のための措置、②子どもの貧困への対応のための措置、③支援関係機関の連携強化等の措置を講ずる。

改正の概要

１．居住支援の強化のための措置【生活困窮者自立支援法、 生活保護法、 社会福祉法】

① 住宅確保が困難な者への自治体による居住に関する相談支援等を明確化し、入居時から入居中、そして退居時までの一貫した居住支援を強化する。（生活困窮者自立相談支援事業、重層的支援体制整備事業）
② 見守り等の支援の実施を自治体の努力義務とするなど、地域居住支援事業等の強化を図り、地域での安定した生活を支援する。
③ 家賃が低廉な住宅等への転居により安定した生活環境が実現するよう、生活困窮者住居確保給付金の支給対象者の範囲を拡大する。
④ 無料低額宿泊所に係る事前届出の実効性を確保する方策として、無届の疑いがある施設に係る市町村から都道府県への通知の努力義務の規定を設けるとともに、届出義務違反への罰則を設ける。

２．子どもの貧困への対応のための措置【生活保護法】

① 生活保護世帯の子ども及び保護者に対し、訪問等により学習・生活環境の改善、奨学金の活用等に関する情報提供や助言を行うための事業を法定化し、生活保護世帯の子どもの将来的な自立に向け、早期から支援につながる仕組みを整備する。
② 生活保護世帯の子どもが高等学校等を卒業後、就職して自立する場合に、新生活の立ち上げ費用に充てるための一時金を支給することとし、生活基盤の確立に向けた自立支援を図る。

３．支援関係機関の連携強化等の措置【生活困窮者自立支援法、生活保護法】

① 就労準備支援、家計改善支援の全国的な実施を強化する観点から、生活困窮者への家計改善支援事業についての国庫補助率の引上げ、生活保護受給者向け事業の法定化等を行う。
② 生活困窮者に就労準備支援・家計改善支援・居住支援を行う事業について、新たに生活保護受給者も利用できる仕組みを創設し、両制度の連携を強化する。
③ 多様で複雑な課題を有するケースへの対応力強化のため、関係機関間で情報交換や支援体制の検討を行う会議体の設置（※）を図る。
※ 生活困窮者向けの支援会議の設置の努力義務化や、生活保護受給者の支援に関する会議体の設置規定の創設など
④ 医療扶助や健康管理支援事業について、都道府県が広域的観点からデータ分析等を行い、市町村への情報提供を行う仕組み（努力義務）を創設し、医療扶助の適正化や健康管理支援事業の効果的な実施等を促進する。

等

施行期日

令和７年４月１日（ただし、２②は公布日（※）、２①は令和６年10月１日）※２②は令和６年１月１日から遡及適用する。

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

地域若者サポートステーションにおける若年無業者等への職業的自立支援の推進について

人材開発統括官付参事官室（若年者・キャリア形成支援担当）

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

拡充 地域若者サポートステーション事業

人材開発統括官若年者・キャリア形成支援担当参事官室
（内線5937）

労働特会			子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
	8/10			2/10

令和７年度当初予算案　47億円（46億円）　※（）内は前年度当初予算額
※令和６年度補正予算　4.8億円

1　事業の目的

就労に当たって困難を抱える若者等（15～49歳の無業の方）が充実した職業生活を送り、我が国の将来を支える人材となるよう、地方公共団体と協働し、職業的自立に向けた就労支援を実施することを目的とする。

地方公共団体は、サポステが入居する施設の無償貸与や減免措置、地方公共団体の広報誌等におけるサポステの広報など、地域の実情を踏まえた措置を実施。

2　事業概要等

実施主体

都道府県労働局がNPO法人等の民間団体に委託。令和6年度177か所（全都道府県に設置）。

支援内容

- キャリアコンサルタントによる相談内容等を踏まえ、**個別の支援計画を作成。**
- コミュニケーション訓練、ビジネスマナー研修、就活セミナーなど、**利用者の個別ニーズを踏まえた様々なプログラム**を実施。
- **オンラインによる個別相談等も可能。**
- 高校・ハローワーク等の関係機関と連携し、就労を希望する中退者等の把握、サポステ職員が**学校や自宅等へ訪問するアウトリーチ支援**を実施（学校と連携した支援）。
- OJTとOFF-JTを組み合わせた**職場体験プログラム**を実施。体験終了後は、職場体験実施事業所等での就労に向けた支援を実施。
- **合宿形式を含めた集中訓練プログラム**を実施し、生活習慣の改善、コミュニケーション能力の向上、ビジネスマナーの習得などを集中的に支援。
- 就職後、**職場への定着・ステップアップに向けたフォローアップ相談**を実施。
- **地域の関係機関（福祉機関等）とネットワークを形成し、連携（必要に応じて相互にリファー）**。

就職等者数
12,255人
（令和5年度）

就職等率
（=就職等者数/新規登録者数）
71.7%
（令和5年度）

総利用件数
491,394件
（令和5年度）

新規登録者数
17,096人
（令和5年度）

サポステ 地域若者サポートステーション

地域若者サポートステーション事業 -高校中退者等アウトリーチプログラム-

高等学校等の中途退学者等に対して、切れ目のない就労支援を実施するため、学校、サポステ等の関係機関が連携し、**中途退学者等に対するアウトリーチ型の支援**を実施。

支援対象者

- 高等学校等の中途退学が見込まれる方、進路未決定卒業予定者、中退者、進路未決定卒業者　等
  ※**学校教育に支障が無いよう、対象者の状況に応じた支援を実施**。

支援内容

- **高等学校等に対し、サポステの支援内容等を情報提供**するとともに、サポステとの連絡窓口となる担当者の設置を依頼。
- 高等学校等のニーズを踏まえ、**全校生徒を対象とした職業講話等**を実施。
- **高等学校等と定期的な連絡会議**を開催し、中途退学が見込まれる方に関する情報などを把握。
- **高等学校等や自宅等へサポステ職員が訪問（アウトリーチ相談）**し、中途退学者等の個別ニーズに応じ、サポステの利用を勧奨。　（学校と連携した支援）

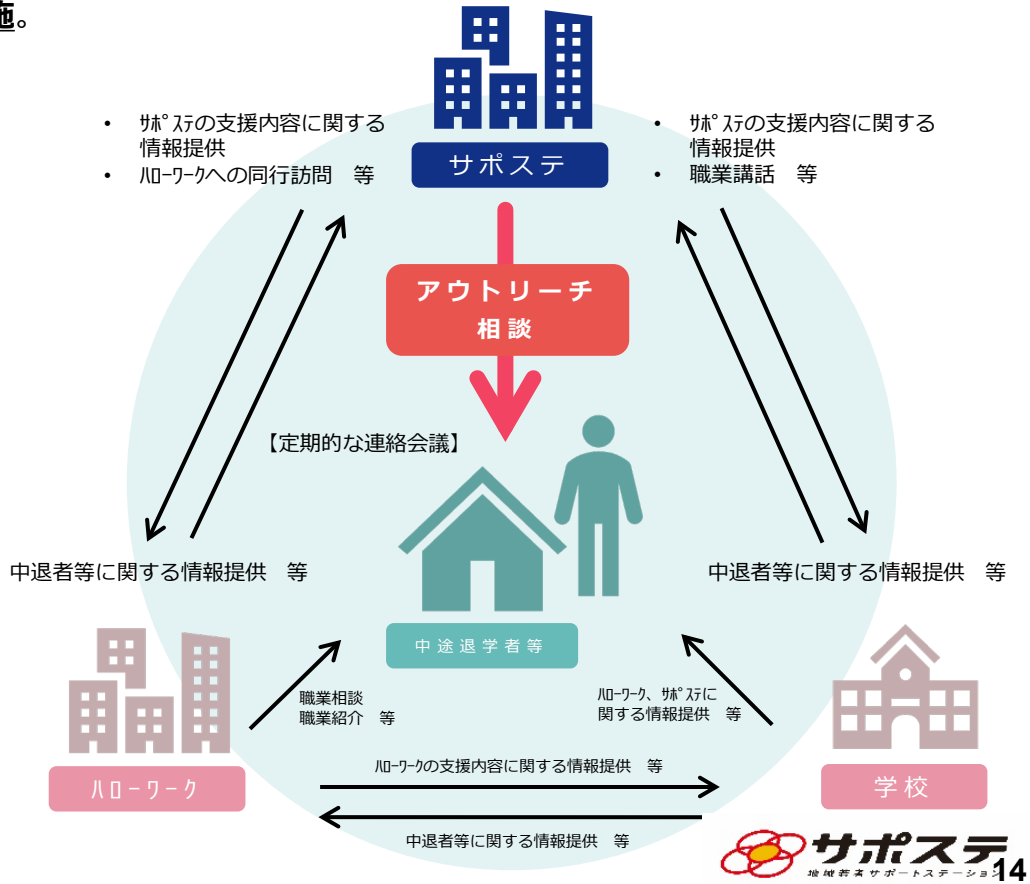

施策名：若年無業者等に対する心理的相談の充実に関するモデル事業

令和6年度補正予算額　4.0億円

人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室（内線5937）

①　施策の目的

- 地域若者サポートステーションに公認心理師等のメンタルヘルスの専門知識を有する相談員を配置することにより、相談支援の質の向上を図ることを目的とする。

②　対策の柱との関係

Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ
		○

③　施策の概要

- 就労に困難を抱える若年無業者等の就労支援を行う地域若者サポートステーションの支援対象者には、多くのひきこもり経験者が含まれており、こうした方の就労支援には、心理的なケアを併せて行うことが有効であり、関係機関と連携の上で支援に当たる必要がある。
- このため、地域若者サポートステーションに専門の相談員を配置することにより、幅広い層への相談支援への対応を図るとともに、現利用者について専門機関へのリファーや併用を考えた上での対応や、福祉事務所や保健所からのリファーによる利用者への対応等について、関係機関との連携の下に就労支援を行うモデル事業を実施する。

④　施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

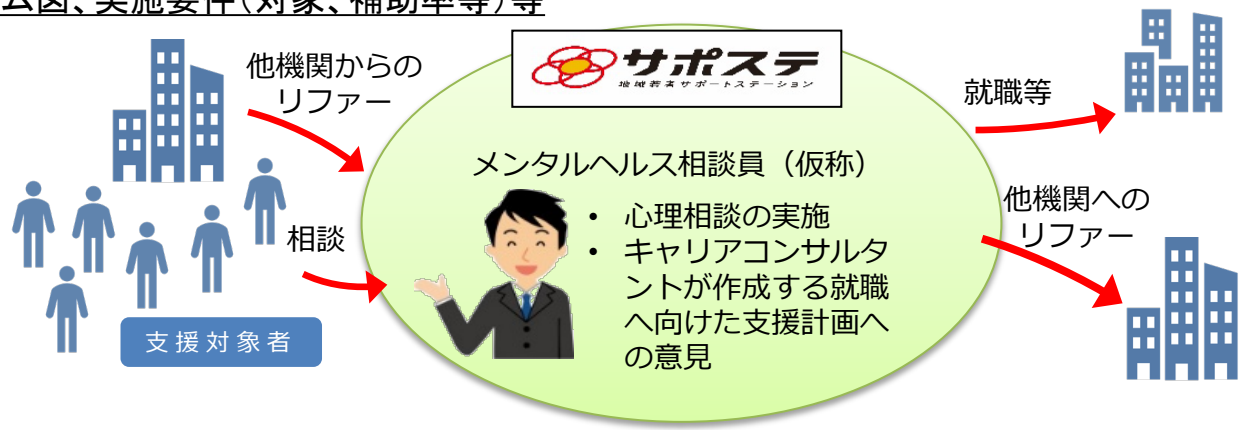

⑤ 施策の対象・成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

地域若者サポートステーションにおける相談支援の質の向上を図り、利用者が安心して利用できる環境の整備を行うことにより、若年無業者等の就労を推進する。